

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 青森県
農業委員会名： 鶴田町

I 農業委員会の状況 (令和4年6月1日現在)

1 農業の概要

単位: h a

	田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	1,840	1,090	56	1030	0	2,930
経営耕地面積	1,508	885	30	855	0	2,393
遊休農地面積	0.2	5.5	5.5	0	0	5.7
農地台帳面積	2,283	964	122	842	0	3,247

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,031
自給的農家数	94
販売農家数	937
主業農家数	485
準主業農家数	92
副業的農家数	366

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,851
女性	855
40代以下	109

※ 農林業センサスに基づいて
記入。

	経営数 (経営)
認定農業者	310
基本構想水準到達者	238
認定新規就農者	15
農業参入法人	0
集落営農経営	4
特定農業団体	0
集落営農組織	4

※ 農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 7 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	18	17
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	—	—	—

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
(令和4年6月1日現在)	2,930 h a	2,359 h a	80.5%
課 題	農業後継者の減少や高齢化による耕作放棄地等の増加及び農地の分散錯図等が、農地の集積や有効利用を図る上での課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況 (②／①×100)
2,604 h a	2,584 h a	225 h a	99.2%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	①円滑な権利移動が出来るよう広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施。（4月） ②農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。（5月～8月） ③担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。（6月～12月）
活動実績	①主に窓口等で円滑な権利移動が出来るようリーフレット等を配布し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施した。（4月～3月まで随時） ②③については、「人・農地プラン」やその他会議等において、農地の利用集積に向けた掘り起こしなどを実施した。（「人・農地プラン」は12月25日・2月22日の2日間、その他会議は随時）

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	ほぼ目標が達成出来たので、次年度も同程度の目標の達成を目指す。
活動に対する評価	活動計画の②③について、今後はもう少し時間をかけての活動が必要である。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数	3年度新規参入者数
	5 経営体	4 経営体	3 経営体
	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積	3年度新規参入者が取得した農地面積
	3 ha	2 ha	2 ha
課題	当町は、農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しているので、地域の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況 (②/①×100)
3 経営体	3 経営体	100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況 (④/③×100)
2.5 ha	2.2 ha	86%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	①農業経営改善計画の随时個別作成指導。 ②認定農業者制度の啓蒙普及活動。 ③町認定農業者等協議会総会及び研修会での普及活動。
活動実績	①と②については、4月～3月まで随時指導と活動をした。 ③については、新型コロナウイルスの影響で、総会や研修会等開催できなかった。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入目標は達成出来たので、次年度も同程度の目標の達成を目指す。
活動に対する評価	新規就農者確保のために、農業委員自身がスキルアップを図り、就農予定者の相談などに応じていく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B／A×100)
(令和4年6月1日現在)	2,936 h a	6 h a	0.2%
課 題	遊休農地解消に向けた所有者等への指導の方法。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況 (②／①×100)
1.3 h a	1.1 h a	85%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	18 人	6 月～11 月	11 月～12 月
調査方法		農業委員及び事務局職員による年3回（6月・9月・11月）の農地パトロールの実施。		
農地の利用意向調査		調査実施時期 11 月～12 月		
その他の活動		遊休農地所有者等への戸別訪問。		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	3回調査 延べ46 人	6 月～12 月	6 月～12 月	6 月～12 月
農地の利用意向調査	調査実施時期 12月	調査結果取りまとめ時期	12 月～1 月	第33条
	第32条第1項第1号	第32条第1項第2号		
	調査数： 15 筆	調査数： 筆	調査数： 筆	
周查面積： 5 h a		周查面積： h a	周查面積： h a	
その他の活動		遊休農地所有者等への戸別訪問。		

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標には到達できていおらず、今後は達成するように努める。
活動に対する評価	農地パトロールや遊休農地所有者への戸別訪問や文書送付をしているが、別の指導方法を考える。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和4年6月1日現在)	管内の農地面積 (A)		違反転用面積 (B)	
	2,930	ha	0.0	ha
課 題	自動車の廃車を農地に放置する事案などが見受けられるので、広報・町ホームページ等による周知、指導も必要である。			

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減 (B-①)	
0.0 ha	0.0	ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	6月・9月・12月に全地区対象の農地パトロールを実施する。 違反転用の事前防止指導の徹底。
活動実績	6月8日・3日、9月7日、12月10日に農地パトロールを実施した。
活動に対する評価	違反転用の見回りを、継続しておこなうことにより、違反転用がされなくなった。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数： 89 件、うち許可 89 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員2名と事務局職員による農地法第3条関係申請地の現地調査をしている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員が3条関係申請地の現地確認調査内容を説明及び農地法第3条第2項各号の調査書を議席に配布し事務局が説明している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 0 件 不許可処分の理由の詳細を説明した件数 0 件			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間（平均）	20 日
	是正措置	—			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数： 7 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員2名と事務局職員による農地転用申請地の現地確認調査の実施。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	農地転用申請地の現地確認調査内容を農業委員が説明する。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間（平均）	20 日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	13 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	10 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	6 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	3 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	3 法人
	提出しなかった理由	繁忙期により対応できない・対応する人員がいない。
	対応方針	引き続き、提出要請をする。
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	—

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 89 件	公表時期 令和 4 年 4 月
		情報の提供方法：町ホームページ及び農作業等標準賃金表に記載。	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 132 件	取りまとめ時期 令和 4 年 4 月
		情報の提供方法：町ホームページ	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,167 h a	
		データ更新：毎月の総会終了後、農地の権利移動や農用地利用集積計画に基づく利用権設定、権利移動通知等により毎月更新及び相続の届け出や解約等の隨時更新。	
		公表：総会で決定した事項のみ公表している。（個人情報にあたる部分は非公開）	
	是正措置	—	

※その他の事務

上記IIからVIに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるこ。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

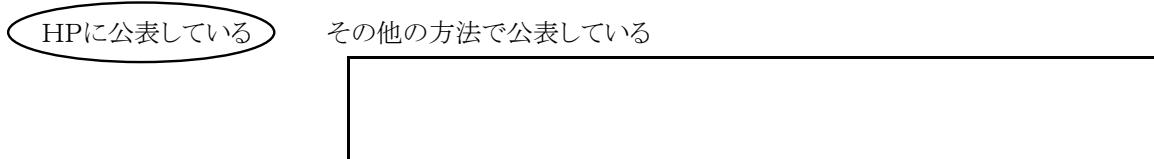
農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし。
	〈対処内容〉 —

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし。
	〈対処内容〉 —

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表



2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 _____ 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

